平成２５年（フ）第５５号
新潟県上越市大町５丁目５番40号
破産者　広瀬　哲士
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１９０号
金沢市高尾台２丁目156番地　１－２階Ｄ号室、開始決定時の住所金沢市小立野４丁目６番１号
破産者　藤井　愛子
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２６１号
静岡市葵区大岩町９番27―102号、開始決定時の住所静岡市葵区大岩町１番46号
破産者　原野　雄二
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１２号
静岡県焼津市保福島629番地の１
破産者　海和　隆志
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1020番地の13
破産者　文野加奈子
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第２０５号
岡山県倉敷市白楽町427番地４　トップ・ザ・フローレンス205
破産者　三宅　澄男
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
山口県下関市後田町５丁目18番10号
破産者　小宮山和昌
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
山口県下関市小月杉迫２丁目１番39号
破産者　澄川　俊史
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
福岡県飯塚市枝国574番地73
破産者　河野　秀治
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第７７号
福岡県飯塚市楽市384番地１　プレステージ楽市202号
破産者　山根　正三
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２２１号
新潟市東区竹尾３丁目19番３号　ウインド・フィル102号
破産者　大橋　政一
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２２号
新潟市東区竹尾３丁目19番３号　ウインド・フィル102号
破産者　大橋　和子
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１１号
新潟市西区真砂１丁目３番18号、前住所新潟市江南区曽野木１丁目26番１号
破産者　清水　正輝
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９７号
札幌市中央区南14条西６丁目３番５―501号
破産者　菊池　浩平
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４２号
札幌市西区西野４条７丁目14番16号　コーポ若草102号
破産者　奥山　直幸
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６３号
青森県弘前市大字桜ケ丘２丁目２番地３
破産者　坂岡　　武
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１号
青森県八戸市根城２丁目28番７号　大橋自宅―３号、開始決定時の住民票上の住所岩手県久慈市長内町第28地割103番地85
破産者　木澤畑五郎
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２号
青森県八戸市根城２丁目28番７号　大橋自宅―３号、開始決定時の住民票上の住所岩手県久慈市長内町第28地割103番地85
破産者　木澤畑キミ
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部